

上下水道部が発注する配水管等布設工事における指名競争入札参加者指名基準

平成16年4月1日

水道部内規第1号

改正 平成20年4月1日水道部内規第6号

平成24年4月9日水道部内規第4号

(題名改称)

平成27年3月30日水道部内規第5号

平成28年4月1日上下水道部内規第8号

(趣旨)

第1条 上下水道部が発注する配水管等布設工事における指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準は、別に定めのあるもののほか、この基準の定めるところによる。

(平24水道部内規4・一部改正 平成28年上下水道部内規・一部改正))

(指名基準)

第2条 配水管等布設工事の指名は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 舞鶴市建設工事の競争入札参加資格等に関する要綱(昭和39年告示第4号)に基づき水道施設業の建設工事競争入札参加資格審査申請書(以下「資格審査申請書」という。)を提出し、舞鶴市長から参加資格を認められた者。ただし、平成17年度までの発注にかかるものについては、管工事業の資格審査申請書を提出し、舞鶴市長から参加資格を認められた者。
- (2) 公益社団法人日本水道協会が主催する配水管工技能講習会を受講し、配水管技能者登録証を交付された技能者を、正社員として雇用している者。
- (3) 舞鶴市水道事業管理者または舞鶴市水道事業の管理者の権限を行う市長と「舞鶴市水道事業の緊急応援業務に関する覚書」を締結した者

(平27水道部内規5・一部改正)

(基準評点の設定)

第3条 工事を指名競争に付そうとするときは、舞鶴市が規定する「建設工事入札参加資格審査基準」別表の基準評点を準用し、契約予定金額に相応するものの中から指名するものとする。

(平20水道部内規6・一部改正)

附 則

この基準は、平成16年10月1日から適用する。

附 則(平成20年4月1日水道部内規第11号)

この基準は、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成24年4月9日水道部内規第4号)

この基準は、平成24年4月9日から適用する。

附 則(平成27年3月30日水道部内規第5号)

この基準は、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成28年4月1日上下水道部内規第8号)

この基準は、平成28年4月1日から適用する。